最終更新日：2016年4月1日

新光電気工業株式会社
代表取締役社長 清水満晴
問合せ先：コーポレートコミュニケーション室長 清野貴博
証券コード：6967
http://www.shinko.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

環境変化の激しい半導体市場にあって、当社は、経営の透明性を確保し、また変化に迅速に対応して意思決定が適正かつ速やかになされるべく、必要な施策を講じるとともに、コンプライアンスを最重要視し、企業価値の向上、発展を目指してまいります。

当社は、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに企業経営の効率化をはかっております。

当社の取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況を監督する機関として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時取締役会を開催しております。また、取締役および執行役員をもって構成する執行役員会議を毎月開催し、各部門およびグループ会社の状況報告をはじめとして、経営全般に関する審議、報告を行っております。この他、損益、営業、生産、開発等の状況につきまして、担当取締役および執行役員等をもって構成する会議を定期的かつ必要に応じて随時開催することなどにより、速やかな状況把握のもと対応等の検討を行い、経営判断に反映させるなど、環境変化の激しい半導体市場に柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えております。

監査役は、取締役会、執行役員会議および主要な会議への出席ならびに取締役等からの事業報告などを通じ、取締役の職務執行の監査を実施しております。

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任しております。

また、当社は、企業の社会的責任を認識し、より一層信頼される企業を目指すべく、当社グループの存在意義、大切にすべき価値観、ならびに社員が実践すべき行動指針、守るべき行動規範を示した「SHINKO Way」を定め、全社員に対し、「SHINKO Way」に基づく事業活動の推進や業務遂行における法令遵守ならびに高い倫理観に基づく行動の徹底をはかっております。加えて、今後とも経営の透明性を高めるため、迅速かつ正確な情報開示に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

議決権の電子行使や招集通知の英訳については、機関投資家や海外投資家の比率等も勘案のうえ、今後も引き続き検討してまいります。

【補充原則4-2-1 中長期的業績連動報酬、現金報酬・自社株報酬の適切な割合設定】

中長期的な業績と連動する報酬制度の導入については、報酬の種類やそれぞれの構成割合等を含めて引き続き検討してまいります。

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務】
【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】
【補充原則4-8-2 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携】
【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言 】

当社は、現在独立社外取締役を選任しておりませんが、監査等委員会設置会社への移行も含めた機関設計の検討と、その機関設計の下での、取締役会の構成、および取締役に求められる資質、能力等について議論をしており、その結果をふまえ、適宜対応いたします。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、監査等委員会設置会社への移行も含めた機関設計の検討と、その機関設計の下での、取締役会の構成、および取締役に求められる資質、能力等について議論をしております。

取締役会全体の実効性の分析と評価については、その方法等を含めまして、議論の結果をふまえて引き続き検討する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、中長期的な企業価値向上に資することを目的として、取引関係の維持・強化や業務上の協力関係維持・強化などのため、純投資目的以外の株式を保有することがあります。保有株式については、中長期的な企業価値向上の観点より、その保有合理性について定期的に検証を行います。

また、政策保有株式に係る議決権行使にあたって、投資先企業の中長期的な企業価値向上につながるものであるか否か、ならびに当社の企業価値を毀損させることがないかなどを総合的に精査したうえで、賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との取引については、取締役会の事前の承認を受けて実施し、その取引についての重要な事実を遅滞なく取締役会に報告することとしております。

また、役員に対し毎年アンケートを実施することで、役員およびその近親者と当社グループとの利益相反取引の有無を確認しております。

なお、当社と親会社である富士通および富士通グループとの取引については、本報告書Ⅰの「4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において開示しております趣旨に従って実施しており、所定の決裁基準に基づいて承認を受けることとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

企業理念は当社ウェブサイト(http://www.shinko.co.jp/corporate/w_vision.html)等において開示しております。経営戦略、事業年度毎の業績見通しおよび対処すべき課題については、決算短信等において開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書Ⅰの「1．基本的な考え方」において開示しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
　取締役報酬の総額は、株主総会における承認決議を受けており、その範囲内で各取締役の報酬を決定しております。
　各取締役個々の報酬額については、内規に基づき、当期の会社業績、各人の役位、職務内容、業績および責任等を総合的・客観的に考慮し、担当部門、担当役員が支給基準案を作成し、取締役会において審議・決定しております。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　取締役候補者の指名については、その候補者の経営に対する知見や能力等を総合的に判断するとともに取締役会全体のバランスも考慮し、代表取締役社長が取締役会に推薦するとともに、推薦理由を説明し、取締役会で審議のうえ決定しております。
　監査役候補者の指名については、その候補者の経験および知見等を総合的に判断し、代表取締役社長が監査役会に推薦し、監査役会の同意を受けた後に、取締役会で推薦理由を説明し、取締役会で審議のうえ決定しております。
(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　取締役候補者・監査役候補者については、経歴等を株主総会招集通知の参考書類に記載しております。また、社外役員候補者については、個々の経歴に加えて選任理由およびその独立性を株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】
　当社は、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しております。
　取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定を行い、これに該当しない事項の決定は、執行役員に委任しております。
　取締役会が判断・決定する事項および執行役員に委ねる事項については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
　本報告書Ⅰの【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
　環境変化の激しい半導体市場にあって、迅速かつ的確な意思決定を行うため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス等をふまえたうえ、業界動向および当社の事業内容、製品技術等に精通した人材の指名を基本としております。
　また、迅速かつ効率的な経営体制の構築、維持の観点から取締役の員数を8名以内としております。
　なお、当社は監査等委員会設置会社への移行も含めた機関設計の検討と、その機関設計の下での、取締役会の構成、および取締役に求められる資質、能力等について議論をしており、その結果をふまえて、より一層の体制強化を検討してまいります。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼務する場合における兼任状況】
　当社の取締役・監査役で、現在、他の上場会社の役員を兼任する者はおりません。
　なお、当社の取締役・監査役の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知の参考書類、事業報告、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】
　本報告書Ⅰの【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】
　当社は、新任の取締役・監査役が就任するにあたり、その役割・責務についての理解を深め、必要な知識を習得する機会を提供するとともに、就任後においても、必要に応じ更新の機会を設けることとし、その費用は会社負担といたします。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備や取り組みについて、以下の方針に基づき対応を実施しております。
(1)株主の皆様との対話については社長が統括し、担当部門としてコーポレートコミュニケーション室広報IR部を置いております。
(2)対話をサポートする社内の関連部署が、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成や情報の共有等において連携をはかる体制を整備しております。
(3)個別面談以外の対話の充実については、当社ウェブサイトを通じた情報提供のほか、他の手段も含め引き続き検討してまいります。
(4)対話を通じて株主の皆様からいただいた意見や要望等については、コーポレートコミュニケーション室広報IR部がとりまとめ、経営陣幹部および取締役会に報告しております。
(5)インサイダー情報が外部に漏洩することを防ぐため、関連規程を整備のうえ周知するなどにより、情報管理の徹底をはかっております。また、決算発表前の期間はサイレント期間として、株主の皆様との対話を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士通株式会社	67,587,024	50.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,260,700	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,774,500	2.05
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS	2,585,500	1.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,043,100	1.51
THE BANK OF NEW YORK 133522	2,027,000	1.50
JP MORGAN CHASE BANK 385093	1,872,700	1.39
株式会社八十二銀行	1,836,000	1.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,748,655	1.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,636,110	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	富士通株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 6702

補足説明

【大株主の状況】は、2015年9月30日現在の状況を記載しております。

金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、2015年７月３日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者が2015年６月30日現在で6,885千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合 5.09%）を下記のとおり保有している旨の記載がされておりますが、当社として当第２四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社による所有株式数4,329千株（発行済株式総数に対する割合：3.20%）
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドによる所有株式数2,555千株（発行済株式総数に対する割合：1.89%）

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

富士通グループとの取引については、他の一般の取引と同様に、取引条件や市場相場などを勘案して決定しており、少数株主の利益を害することがないよう留意しております。また、事業運営については自主・自立を基本原則としており、富士通グループ以外への売上が大部分を占める状況にあります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、富士通株式会社の連結対象子会社に該当します。ICT分野において最先端、高性能かつ高品質を備えた強いテクノロジーを有す同社グループにおいて、技術開発面をはじめとする緊密な連携関係のもとで、当社グループは半導体パッケージの開発、製造、販売を主な事業内容とし、国内外の半導体メーカー等に製品を供給しております。事業運営については自主・自立を基本原則としており、富士通グループ以外への売上が大部分を占める状況にあります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門である監査室は、監査役に対し、内部監査の計画およびその結果を報告するなど、随時、監査役と情報交換や意見交換を行っております。また、監査役より要請がある場合、監査室は監査役の監査が実効的に行われるよう連携・協力しております。
また、監査役は、会計監査人から年間の監査計画の提出や監査実施結果の報告を受けるほか、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行うなど、緊密な連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北澤光二	公認会計士													
安井三也	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北澤光二	○	―――	公認会計士および税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、また、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有していることから、当社独立役員として、社外監査役に選任しております。
安井三也		―――	富士通株式会社の執行役員常務として同社の法務・コンプライアンス・知的財産部門を統括し、同分野をはじめとして幅広い見識と豊富な経験を有しており、その知見を監査に反映してもらうため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

なし

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役および監査役の年間報酬総額を開示しております。
取締役および監査役の報酬等の額（2014年度）
取締役8名に対し375百万円
監査役4名に対し40百万円（うち社外監査役3名に対し9百万円）
※報酬等の額には第80回定時株主総会決議に基づく役員賞与を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の総額は、株主総会における承認決議の範囲内で各役員の報酬を決定しております。
各役員個々の報酬額については、内規に基づき、当期の会社業績、各人の役位、職務内容、業績および責任等を総合的・客観的に考慮し、担当部門、担当役員が支給基準案を作成し、取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議により審議・決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役等からの事業報告および各種報告資料の提出などにより、社外監査役に対し、随時、経営状況等の報告を行っております。
また、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しているほか、内部監査部門等が適宜サポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- 当社は、監査役設置会社であり、取締役会による職務執行の監督ならびに監査役による監査を基軸とする監査・監督体制のもと、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しております。
- 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項を決定します。さらに、「会議規程」に基づき、取締役および執行役員をもって構成する執行役員会議を毎月開催し、各部門における目標の達成状況について進捗管理を行うとともに、経営全般にわたる審議・報告を行っております。
- 監査役は、取締役会、執行役員会議および主要な会議への出席ならびに取締役等からの事業報告などを通じ、取締役の職務執行の監査を実施しております。この監査役監査を支える人材・体制の確保状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および「社外監査役のサポート体制」に記載のとおりであります。
- 監査役の北澤光二は、公認会計士および税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 内部監査部門として監査室を設置し、各業務が適切かつ効率的に実施されることを確認するため、「内部監査規程」および「財務報告に係る内部統制管理規程」に基づき、内部監査および内部統制の有効性評価を実施しております。
- 会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、会計監査および四半期レビューならびに内部統制監査を受けております。なお、2015年3月期に係る業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。
  ⑴業務を執行した公認会計士の氏名
  小林 宏
  伊藤 正広
  齋田 毅
  ⑵監査業務に係る補助者の構成
  公認会計士 5名
  その他 12名
- 当社と取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
  なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役および監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

環境変化の激しい半導体市場にあって、迅速かつ的確な意思決定を行うため、当社の取締役会は、業界動向および当社の事業内容、製品技術等に精通した取締役をもって構成しております。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制の構築を目的として、執行役員制度を導入し、コーポレート・ガバナンス体制の強化ならびに企業経営の効率化をはかっております。社外監査役2名を含む監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役等からの事業報告などを通じ、取締役の職務執行の監査を実施しており、また、内部監査部門である監査室が業務監査を実施するなど、現状の体制において監視機能は有効に機能していると考えております。

なお、現在、当社は監査等委員会設置会社への移行も含めた機関設計の検討と、その機関設計の下での、取締役会の構成、および取締役に求められる資質、能力等について議論をしているところであり、このような状況下において、拙速に社外取締役を選任すると、議論の結果をふまえた新たなガバナンス体制にとって弊害となるおそれがあることから、社外取締役の導入を見送っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年の定時株主総会の招集通知は、6月24日の総会開催日に対して、6月4日に発送いたしました。また、発送前の6月2日に当社ホームページ等で公開いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2015年の定時株主総会は、6月24日に開催いたしました。
その他	株主総会招集通知および決議通知を、当社ホームページに掲載しております。また、株主総会における事業報告の内容等につき、映像とナレーションを活用して、分かりやすい報告に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信／四半期決算短信、有価証券報告書／四半期報告書、報告書／中間報告書、株主総会招集通知・決議通知、Business Report（英文）等の各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署としてコーポレートコミュニケーション室広報IR部を設置しております。	
その他	広報IR部において証券アナリスト、機関投資家をはじめとする皆様からのお問い合わせ等に対応し、コミュニケーションの向上に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの存在意義、大切にすべき価値観等を示した「SHINKO Way」において、ものづくりを通じて世界中の人々の豊かな生活を支え、社会の健全な発展に寄与することを目指し、お客様、お取引先、株主や地域社会の皆様、社員等のステークホルダーの方々との調和を図り、ご期待に応えることを掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、企業活動において「SHINKO Way」を実践することにより、豊かな社会づくりに貢献するとともに、環境方針において「地球環境と企業活動との調和」を基本理念に掲げ、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、活動を展開しています。 CSR活動、環境保全活動の取り組みは「環境・社会報告書」としてまとめ、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「SHINKO Way」において、事業活動の状況や財務情報を適時・適正に開示することを企業指針として定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
⑴取締役は、取締役および社員が良識ある社会人・企業人として行動し、当社グループが社会において必要とされる企業であり続けるべく、当社グループの存在意義、大切にすべき価値観、ならびに取締役および社員が実践すべき行動指針、守るべき行動規範を示した「SHINKO Way」の周知徹底ならびに継続的な教育を実施するなど、コンプライアンス違反を未然に防止する体制の構築を推進する。
⑵取締役会は、「取締役会規則」に基づき、経営方針、法令・定款で定められた事項および経営に関する重要事項の決定ならびに取締役および執行役員の職務執行の監督を行い、監査役会は、「監査役会規則」および監査方針・監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。
⑶取締役は、事業活動に係る法規制等をふまえ、それらの遵守のために必要な社内規程、教育、監視体制の整備を行い、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する。
⑷法令、定款、社内規程および企業倫理等に関するコンプライアンスについて通報相談を受け付ける内部通報制度を設けるとともに、内部監査部門は、各業務が適切かつ効率的に実施されることを確認するため、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
⑴取締役は、株主総会、取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報・文書について、「文書管理規程」等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。
⑵取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記⑴に定める文書を常時閲覧することができるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴取締役は、当社グループの事業継続、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、適切なリスク管理体制を整備する。
⑵取締役は、当社グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
⑶事業遂行上想定されるリスクについて未然防止対策の策定ならびにリスクの極小化に向けた活動を行う。また、リスク発生時の対応体制を明確化し、発生したリスクについて迅速な対応を行い、損失の最小化に努めるとともに、再発防止に向けた活動を行う。

4．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴当社は、経営の意思決定機能・管理監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制の構築をはかっている。
⑵取締役会は、中期計画ならびに年度予算等を決定し、経営方針および経営目標の周知徹底を行うとともに、各部門において達成すべき目標を明確化する。
⑶当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催する。さらに、「会議規程」に基づき、取締役および執行役員をもって構成する執行役員会議を毎月開催し、各部門における目標の達成状況について進捗管理を行うとともに、経営全般にわたる審議・報告を行う。
⑷取締役は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」、「事務章程」等において、意思決定の手続、各部門の職務分掌および執行の手続・権限について定めるなど、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われるべく体制を整備する。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
⑴当社は、グループ会社に対し、当社グループの企業価値の持続的向上を目的に、「SHINKO Way」を基本として、上記1．～4．に定めるグループとしての適法・適正かつ効率的な業務遂行体制の整備に関する管理・指導・支援を行う。
⑵上記⑴を具体化し、グループ会社の健全な発展と自主性の確立をはかるべく、「関係会社管理規程」に基づき、所管部門が管理・指導・支援を主導し、また、重要事項に関する報告・承認等を通じて、グループ会社の意思決定、業務執行を管理・監督する。
⑶当社およびグループ会社の取締役は、当社グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。
⑷内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社の監査を実施する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
⑴監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する社員を置くものとし、当該社員は監査役の指揮命令に従うものとする。
⑵取締役は、当該社員の独立性を確保するため、その社員の任命、異動および報酬等人事に関する事項については、監査役の同意を得るものとする。

7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制
⑴当社およびグループ会社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
⑵当社およびグループ会社の取締役および社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実および不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
⑶当社およびグループ会社の取締役および社員は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時に、その職務執行状況を報告する。
⑷当社およびグループ会社の取締役は、上記⑵または⑶の報告をしたことを理由として取締役および社員を不利に取り扱ってはならない。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴当社およびグループ会社の取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
⑵監査役の職務の執行に必要な費用または債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じる。
⑶内部監査部門は、定期的に監査役に内部監査結果を報告する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、「SHINKO Way」において、法令および社会的に公正と認められるルールを尊重し、遵守することを行動規範として定めております。これに基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社グループは、対応統括部署を定め、警察・弁護士等の外部専門機関等と緊密に連携して情報収集を行い、研修の実施ならびにマニュアルの整備・徹底等により、必要に応じて迅速な行動をとることのできる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

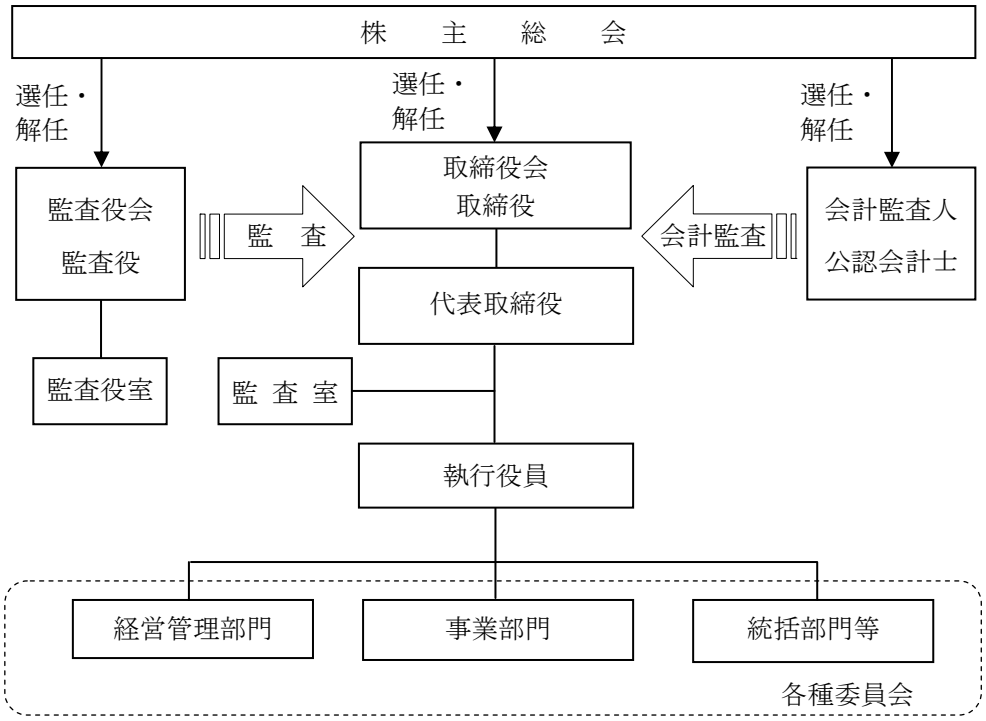
【適時開示体制の概要】

当社におきましては、「内部者取引管理規程」に基づき、事務部門担当役員を社内の情報管理ならびに情報開示全般を総括する「情報統括責任者」とし、社内各部門長（各統括部長・事業部長等）を各部門における「情報管理責任者」として、会社情報の管理徹底と適時適切な情報開示を実施するため、以下のとおり社内体制を整えております。

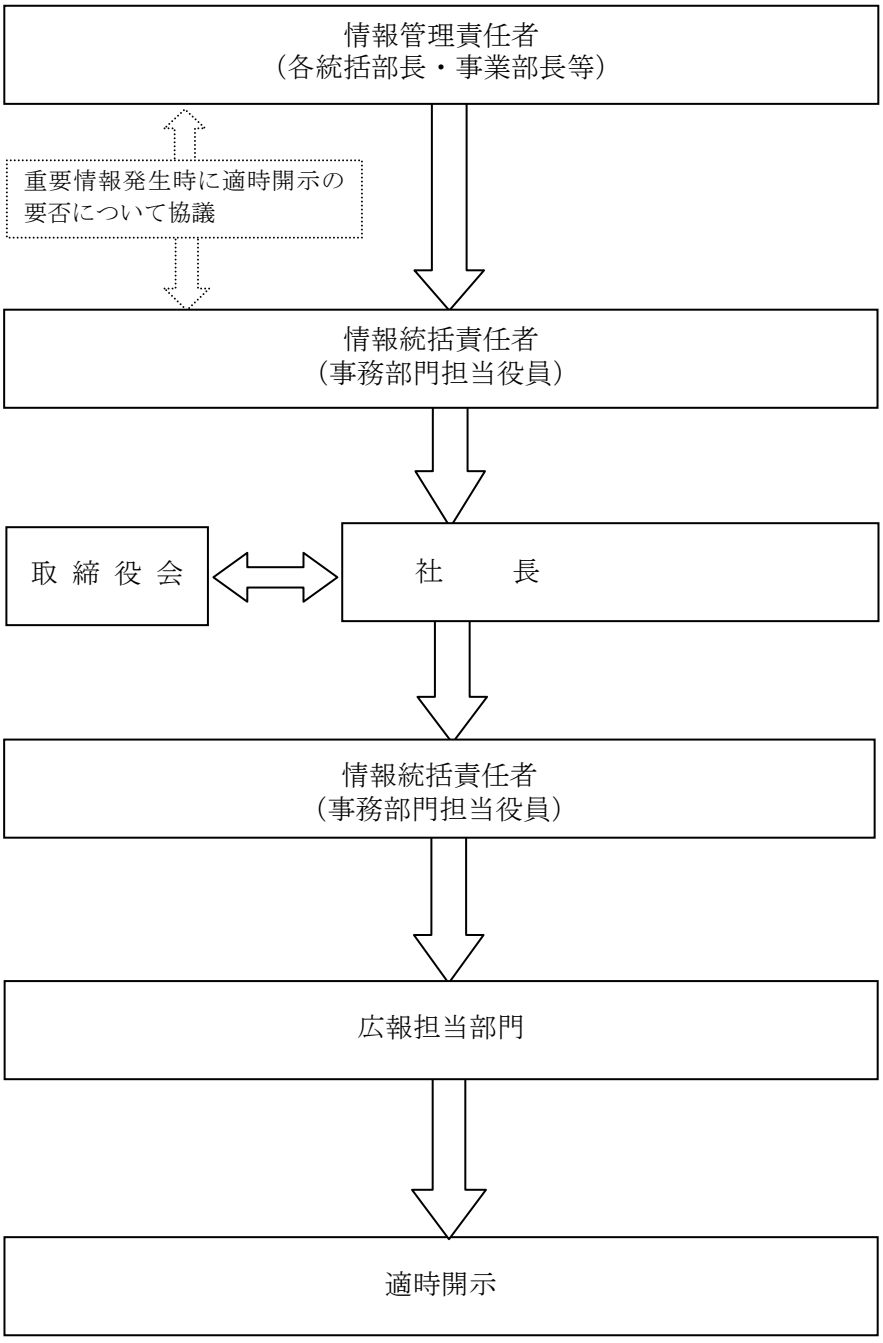
・当社および当社子会社における重要情報は、各部門の情報管理責任者を通じて情報統括責任者に集約され、当該情報が適時開示を必要とする事項に該当するか否かについて、情報統括責任者、情報管理責任者ならびに広報担当部門等関係部門において、適時開示規則に基づき検討協議されます。

・当該情報が適時開示を必要とする事項に該当する場合には、決定事実ならびに決算情報については決定後遅滞無く、発生事実については発生後遅滞無く、それぞれ、社長指示に基づき情報統括責任者が社内における情報管理の徹底を行うともに、広報担当部門を通じて東京証券取引所への適時開示を行い、あわせて報道機関への公表ならびに当社ホームページへの公表資料の掲載を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



【適時開示体制の概要】


情報管理責任者
（各統括部長・事業部長等）
重要情報発生時に適時開示の
要否について協議
情報統括責任者
（事務部門担当役員）
取 締 役 会
社　　長
情報統括責任者
（事務部門担当役員）
広報担当部門
適時開示